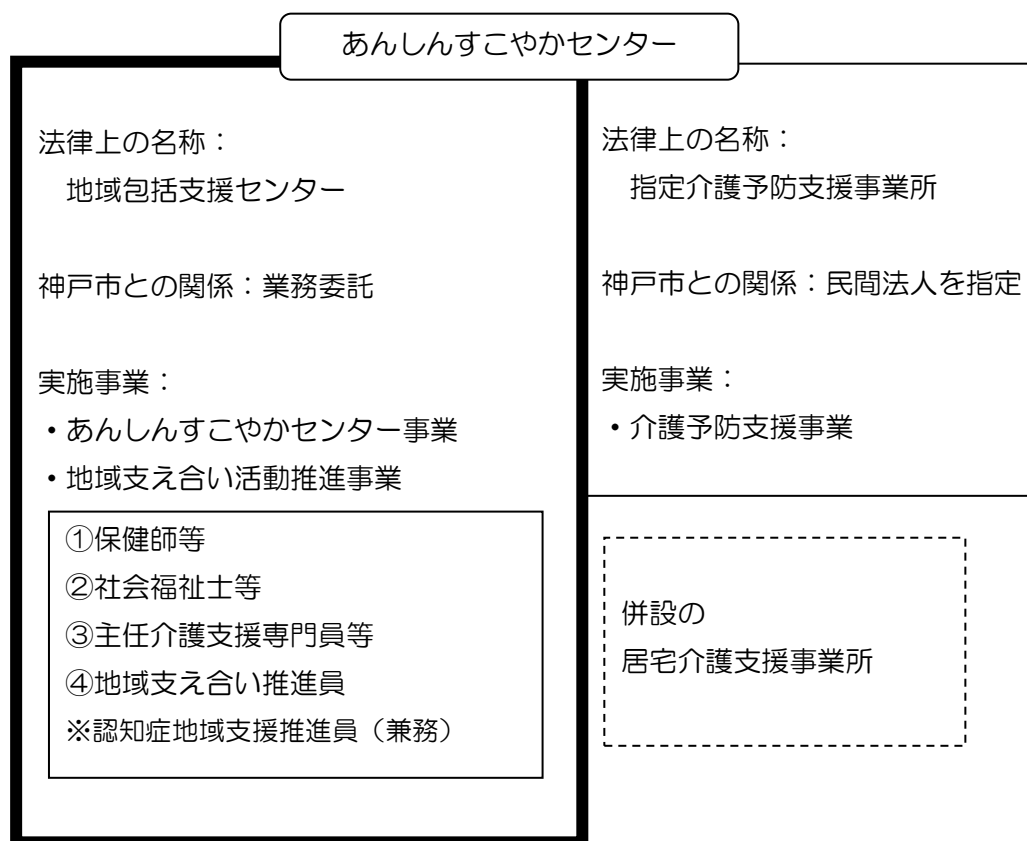


神戸市あんしんすこやかセンター事業委託

公募型プロポーザル実施要領（別冊資料）

1. あんしんすこやかセンターとは

あんしんすこやかセンターとは、神戸市が委託している「地域包括支援センター」と神戸市が指定している「指定介護予防支援事業所」の愛称である。



2. 介護予防支援事業

（1）指定介護予防支援事業所の指定

- ・あんしんすこやかセンターを新規受託する法人は、2027年4月1日から当事業を実施できるよう、監査指導課へ手続きを行うこと。
- ・すでに指定介護予防支援事業者としての指定を受けている場合は、指定有効期限を必ず確認のうえ、必要に応じて監査指導課へ手続きを行うこと。

【監査指導課ホームページ URL】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/kaigoservice/kiteiyoushiki/shinseitodoke/index.html#midashi10689>

(2) 従業者資格

- ・介護保険法第 115 条の 24 による。
 - ①保健師
 - ②介護支援専門員
 - ③社会福祉士
 - ④経験ある看護師
 - ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に 3 年以上従事した社会福祉主事
- ・神戸市が開催する「神戸市予防給付ケアマネジメント従事者新任者研修」を受講すること。

(3) 指定介護予防支援事業所の職員配置

- ・介護予防支援業務従業者については、各法人において指定介護予防支援事業所の職員を配置する。
- ・地域包括支援センター職員は、センター業務に支障のない範囲で指定介護予防支援事業所業務を兼務することができる。ただし、その担当件数について、次のとおり 1 月あたりの上限を設け、介護予防支援及びケアマネジメント従来型は、標準 20 件／人とし、センター全体で 35 件／配置職員数（地域支え合い推進員含む）を上限として制限をかけることとし、ケアマネジメント簡易型及びケアマネジメントセルフ型は、制限なしとする。

(4) 業務

法令等や、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等に従うこと。

(5) 運営費用

- ・介護保険法第 58 条第 1 項、第 115 条の 22 に基づく事業に係る介護報酬
 - ※あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）委託料とは明確に分離すること。

(6) 引き継ぎ

新規運営法人となる場合、現運営法人から引き継ぎを受け、2027 年 4 月 1 日から適切に運営すること。

3. 認定調査業務内容

(1) 認定調査業務の委託内容

①要介護及び要支援認定の更新申請に係る認定調査の実施

※認定調査時に併せてケアプラン関連調査業務を行い、介護サービスの利用状況等が要介護状態区分にふさわしい内容であるかの確認を行い、その報告を行う。

②調査に係る管轄地域

原則、あんしんすこやかセンターの管轄地域

③調査実施の範囲 ※参考資料「神戸市内における認定調査実施体制」参照

- ・地域包括支援センター管轄圏域に居住する神戸市の被保険者
- ・住所が他の圏域内（市内）にある被保険者の訪問先住所が担当圏域内である場合
- ・いずれの場合も圏域内の一般病院に入院中及び社会福祉施設・特定施設に入所中を含む

※市外の住民票を有する被保険者は除く

ただし、市外からの調査依頼（更新申請、要介護→要介護または要支援→要支援を見込んだ変更申請に基づく調査）については、依頼元自治体と委託契約において、調査を実施する。

④令和8年度の調査料

1件あたり4,620円（うち消費税及び地方消費税相当額 420円）

【内訳】

- ・認定調査 4,400円（うち消費税及び地方消費税相当額 400円）
- ・ケアプラン関連調査 220円（うち消費税及び地方消費税相当額 20円）

(2) 調査員の資格要件

①地域包括支援センターに併設する指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であること

②上記①かつ、神戸市が主催する調査員新規研修を受講し登録した者であること

※認定調査員新規研修は、偶数月の月初めに開催。

(3) 調査員の勤務形態等

①「常勤・非常勤」、「専任・兼任」については問わない。

②自ら担当する利用者への認定調査は認めない。

③調査員のケアプラン管理件数の上限なし。

④委託先検査の結果等によっては、調査体制について再検討を促すこともある。

⑤緊急時の対応のため、緊急時対応調査員の登録を上限2名まで認める。緊急時対応調査員に関しても、ケアプラン管理数の制限なし。

●緊急時の考え方は以下のとおり。

- ・調査員が体調不良や急な退職等の理由により調査実施が困難で、他の調査員で対応できない場合。

- ・調査員が担当している利用者で、代わりに調査できる調査員がない場合。
- ・通常と比較して、極端に依頼が多い場合。（月初めの調査依頼が集中した場合の対応は、原則として認めない。兼務の範囲で対応を優先すること。但し、通常より極端に依頼件数が多い場合はやむを得ないものとする。）

※なお、緊急時対応調査員が、市外からの調査依頼について対応する場合は、稼働制限なし。

（４）調査員数

適正な調査の確保と向上を図るため、調査員数の上限はないが、調査が実施できるよう調査員数を配置すること。

（５）その他留意事項

- ①適切な調査の確保と質の向上のため、月当たりの調査件数は、最低１件以上、実施すること。（緊急時対応調査員は除く）
- ②介護認定審査会委員と認定調査員との兼任は原則認めない。やむを得ない場合は、介護保険課認定担当まで相談すること。
- ③居宅介護支援事業所の管理者が調査業務に従事することは、事業所運営上望ましくないため、やむを得ない場合のみ、緊急時対応調査員として登録を認める。

※今後、調査体制の見直し等で要介護（要支援）認定調査業務に関して体制変更がある場合は、別途説明を行う。（あんしんすこやかセンターの委託期間内であっても調査実施体制が変更となる可能性がある。）

参考資料

● 介護保険要介護（要支援）認定調査について

要支援認定および要介護認定（以下、「要介護認定等」という。）申請に基づく認定調査は、介護保険法上、「当該市町村職員をして面接させる」ものだが、指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設（以下、「指定居宅介護支援事業者等」）に委託できるものとされている。神戸市においても、多数の認定調査を短期間に行うこと、調査日時についての弾力的な対応を可能とすること等、市民サービスの向上や利便性を考慮して指定居宅介護支援事業者等に認定調査業務を委託している。

また、認定調査の適正化のために、神戸市では、平成 18 年度より更新申請に基づく在宅者等（一般病院入院等を含む）の調査委託先を、指定居宅介護支援事業者から地域包括支援センター併設居宅介護支援事業者へ集約している。

● 神戸市内における認定調査実施体制

神戸市内における認定調査は、申請の種類、被保険者の所在により、次のとおり実施している。

申請の種類	被保険者の所在	認定調査実施事業者
新規申請 変更申請	所在は問わない	指定市町村事務受託法人
更新申請	・在宅 ・有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等（入所） ・一般病院（入院） ・社会福祉施設（入所）	地域包括支援センターの併設居宅介護支援事業者
	・介護保険施設（入所） ・地域密着型介護老人福祉施設（入所）	入所先の介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設